

## 浜松市旅館等設置指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、旅館等の設置等に対し必要な指導を行うことにより、本市の清純な生活環境を維持形成するとともに、青少年の健全な育成に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項及び第3項に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の用に供する建築物をいう。
- (2) 設置 新築又は用途の変更により、旅館等を設けることをいう。

### (設置の届出等)

第3条 本市内において旅館等を設置しようとする者は、旅館等設置届（第1号様式）により、棟別に、市長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認の申請（以下、建築確認申請）が必要なものは、建築確認申請を行う前に、建築確認申請が必要でないものは、旅館業法第3条の許可を申請する前に行わなければならない。

3 第1項の届出書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、(4)から(6)を省略することができる。

- (1) 敷地の周囲おおむね200メートルの区域内にある別表、2に掲げる施設との距離を明示した付近見取図
- (2) 敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び植栽の位置並びに敷地に接する道路の位置等を明示した配置図
- (3) 設備の配置状況、客室の宿泊定員を明示した各階平面図
- (4) 色彩、装飾、表示物及び広告物を明示した立面図及び完成予想図
- (5) 広告物、野外照明設備等の設置場所、形状、意匠、色彩等を明示した図面
- (6) 玄関帳場その他宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備（以下、玄関帳場等）、客室等の展開図

4 市長は、第1項の規定による届出があった場合は、次条に定める基準に適合しているかどうかを審査し、適合していないと認めるときは、その届出をした者に対し計画の変更その他必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

5 市長は、第1項の届出について次条に定める基準に適合していると認めるときは、旅館等審査結果通知書（第2号様式）により、届出をした者に通知するものとする。

### (旅館等の構造等の基準)

第4条 別表に掲げる区域内において旅館等を設置しようとする場合は、次の各号に掲げ

る構造等の基準に適合したものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 性的好奇心をそそる特殊な物品等を備えないこと。
  - (2) 施設の外壁、屋根、広告物その他の外観は、意匠が著しく奇異でなく、周囲の環境に調和するものであること。
  - (3) 共用部分等については、次によること。
    - ア 玄関は、1箇所とし、原則として施設の敷地の入口部分から見通せる場所に設けること。
    - イ 玄関帳場等は、1箇所とし、客室の鍵や料金の受渡しのための設備及び宿泊者名簿等を備えること。
    - ウ ロビー（玄関帳場等に付属する場所で、待合わせ又は談話ができるよういす、テーブル等を有する室又は場所）には、客のための便所及び洗面所を設けること。
  - (4) 客室等については、次によること。
    - ア 宿泊定員が2人の客室の数は、原則として全客室数の3分の2を超えない数とすること。
    - イ 客室の出入口は、原則として共用の廊下等に面して設けること。
    - ウ 客室の内装は、著しく奇異でないものとすること。
    - エ 客室に料金支払のための設備等を設けないこと。
    - オ 浴室は、浴室の外部から容易に見通せない構造とすること。
  - (5) 駐車施設から客室へ出入りする場合の経路は、玄関帳場を経由し、共用の廊下等を通過する構造とすること。ただし、防災に関する非常口、非常階段等は除く。
  - (6) 施設内の照度は、次の各号に掲げる数値以上とすること。
    - ア 玄関帳場の作業面においては1,000ルクス
    - イ ロビーの床面においては200ルクス
    - ウ 廊下の床面においては100ルクス
- (工事着手及び完了の届出)

第5条 第3条第5項の規定に基づき通知を受けた者は、旅館等の設置工事に着手しようとするときは、あらかじめ、旅館等設置工事着手届（第3号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 旅館等を設置した者は、工事が完了したときは、旅館等設置工事完了届（第4号様式）により、その旨を工事が完了した日から4日以内に市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定は、市長が特別の理由があると認める場合は、適用しない。

(現地調査)

第6条 市長は、第3条第5項の通知後、第3条第1項の届出のとおりに旅館等の設置が行われているか確認するために、職員に必要な調査を行わせることができる。

(勧告)

第7条 市長は、第3条の規定に違反して、旅館等審査結果通知書の交付を受けずに、又は審査を受けた内容と相違して旅館等を設置し、又は設置しようとする者に対し、旅館等の設置の中止又改善を勧告するものとする。

(環境保持責任者)

第8条 旅館等を営もうとする者は、施設ごとに環境保持責任者を置かなければならない。

2 環境保持責任者は、施設に常時勤務し、清純な生活環境を維持形成するよう、施設の管理に努めなければならない。

3 旅館等を営む者は、第1項の規定により環境保持責任者を選任したときは環境保持責任者選任届（第5号様式）により、変更したときは環境保持責任者変更届（第6号様式）により、10日以内に市長に届け出なければならない。

4 前3項の規定は、市長が特別の理由があると認める場合は、適用しない。

(準用)

第9条 第3条から前条までの規定は、第3条第5項の規定により旅館等審査結果通知書の交付を受けて設置された旅館等の増改築又は構造設備の変更を行おうとする場合について準用する。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(意見の聴取)

第10条 市長は、この要綱の施行について必要があると認める場合は、教育関係者（浜松市校長会）、自治会関係者（浜松市自治会連合会）、産業界関係者（浜松商工会議所）、建設業界関係者（静岡県建築士会浜松支部）及び旅館業界関係者（浜松ホテル旅館協同組合）から意見を聞くことができる。

(浜松市旅館等設置連絡調整会議)

第11条 この要綱の効果的運用を図るため、関係部局による浜松市旅館等設置連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設ける。

2 調整会議の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する旅館等については、この要綱の規定は適用しない。

3 この要綱の施行の際建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請がなされている旅館等及び本市と事前協議中の旅館等については、この要綱の規定は適用しない。

4 前項の場合において、市長は、当該旅館等の設置者又は営業者に対し、この要綱の趣旨に沿って必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第4条関係)

- |  |
|--|
| 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域以外の地域 |
| 2 次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域                  |
| (1) 旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設                       |
| (2) 浜松市旅館業法施行条例第4条第1項各号に掲げる施設                |

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

(あて先) 浜松市長

設置者 住 所（所在地）  
氏 名（名称及び代表者氏名）

(設置者（法人にあっては、その代表者）が押印又は署名する)  
電話番号

旅 館 等 設 置 届

旅館等を設置したいので、浜松市旅館等設置指導要綱第3条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

記

名称			営業の種類		
敷地の概要	所在地				
	所有者住所 氏名				
施設の概要	用途地域		面 積	m <sup>2</sup>	
	周囲 200m 内の公共施設				
施設の概要	工事の種別	新築、用途変更、増築、改築、その他			
	構造	造	階数	地上 階 地下 階	
	客室数	1人用 合計	室、2人用 室	室、3人以上用 室	
	定員	人	駐車場	屋内 台、屋外 台	
工事着手予定年月日	年 月 日				

第2号様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

住 所（所在地）  
氏 名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市長 印

旅館等審査結果通知書

年 月 日付けで提出のあった旅館等設置届出書については、審査の結果相  
当と認められるので、浜松市旅館等設置指導要綱第3条第5項の規定により次のとおり通  
知します。

記

1 施設の名称

2 所在地

第4条別表に規定する区域に該当

する。  
しない。

3 第4条に規定する構造等の基準を

満たす。  
満たさない。

（満たさない場合その項目）

第3号様式（第5条関係）

年　月　日

（あて先）浜松市長

設置者　住　所（所在地）  
氏　名（名称及び代表者氏名）

（設置者（法人にあっては、その代表者）が押印又は署名する）  
電話番号

旅館等設置工事着手届

旅館等の設置工事に着手したので、浜松市旅館等設置指導要綱第5条の規定により次のとおり届け出ます。

記

施設の名称	
所在地	
着手年月日	年　月　日
審査結果通知書の年月日及び番号	年　月　日　　第　　号

第4号様式（第5条関係）

年　月　日

（あて先）浜松市長

設置者　住　所（所在地）  
氏　名（名称及び代表者氏名）

（設置者（法人にあっては、その代表者）が押印又は署名する）  
電話番号

旅館等設置工事完了届

旅館等の設置工事が完了したので、浜松市旅館等設置指導要綱第5条の規定により次のとおり届け出ます。

記

施設の名称			
所在地			
着手年月日	年	月	日
完了年月日	年	月	日
審査結果通知書の年月日及び番号	年	月	日 第 号

第5号様式（第8条関係）

年　月　日

(あて先) 浜松市長

設置者 住 所（所在地）  
氏 名（名称及び代表者氏名）

(設置者（法人にあっては、その代表者）が押印又は署名する)

電話番号

環境保持責任者選任届

環境保持責任者を選任したので、浜松市旅館等設置指導要綱第8条の規定により次のとおり届け出ます。

記

施設の名称				
所在地				
審査結果通知書の年月日及び番号	年　月　日 第　　号			
環境保持責任者	住　所			
	氏　名			
	職　名			
選任年月日	年　月　日			

第6号様式（第8条関係）

年　月　日

（あて先）浜松市長

設置者　住　所（所在地）  
氏　名（名称及び代表者氏名）

（設置者（法人にあっては、その代表者）が押印又は署名する）  
電話番号

環境保持責任者変更届

環境保持責任者を変更したので、浜松市旅館等設置指導要綱第8条の規定により次のとおり届け出ます。

記

施設の名称		
所在地		
審査結果通知書の年月日及び番号		年　月　日　第　　号
変更前	環境保持責任者氏名	
変更後の環境保持責任者		住　所
		氏　名
		職　名
変更年月日		年　月　日